

平成27年度「自ら評価」案件候補の外部募集 (ホームページによる公募) について

平成27年7月7日
内閣府食品安全委員会事務局

提案募集

食品安全委員会が自ら行う食品の安全性に関するリスク評価の対象案件候補を募集します

概 要

食品安全委員会は、食品の安全性を確保するため、科学的見地から、食品に含まれる様々な物質、生物等を摂取することによる人の健康への影響に関するリスク評価(食品健康影響評価)(例: ある物質が健康に悪影響を及ぼさない量の設定)を行っています。その結果を踏まえ、厚生労働省、農林水産省等は、食品の安全性が担保されるように規格・基準値やルール(例: 食品における農薬の残留基準等)の整備、監視・指導・調査の実施等を行っています。

食品健康影響評価については、厚生労働省、農林水産省等のリスク管理機関からの要請により行う評価(例: 新たな食品添加物を指定する場合等)のほか、リスク評価の対象案件を自ら選定して行う評価(自ら評価)もあります。食品安全委員会は、食品健康影響評価を行ったときは、評価結果を関係省庁に通知し、適切なリスク管理措置の検討等を要請します。

食品安全委員会では、今年度も「自ら評価」の対象案件を選定するに当たり、広く国民の皆様から案件候補の募集を行うことといたしました。皆様方におかれましては、日々の食生活を通じ、食品健康影響評価の実施が必要と考えられる食品やこれに含まれる物質、生物等のハザードがございましたら、積極的に御提案ください。

御提案いただいた案件候補については、「企画等専門調査会における食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価対象候補の選定の考え方(平成16年6月17日食品安全委員会決定)」(別添)に基づいて、食品安全委員会内での選定のための検討を行います。具体的には、次に掲げる要件のいずれかに該当するものが評価対象候補となります。また、評価対象候補の選定に当たっては、国民の評価ニーズ、科学的知見の充足状況にも配慮することとしています。

(1) 健康被害の発生が確認されており、これに適切に対応するためには、食品健康影響評価の実施の必要性が高いと判断されること

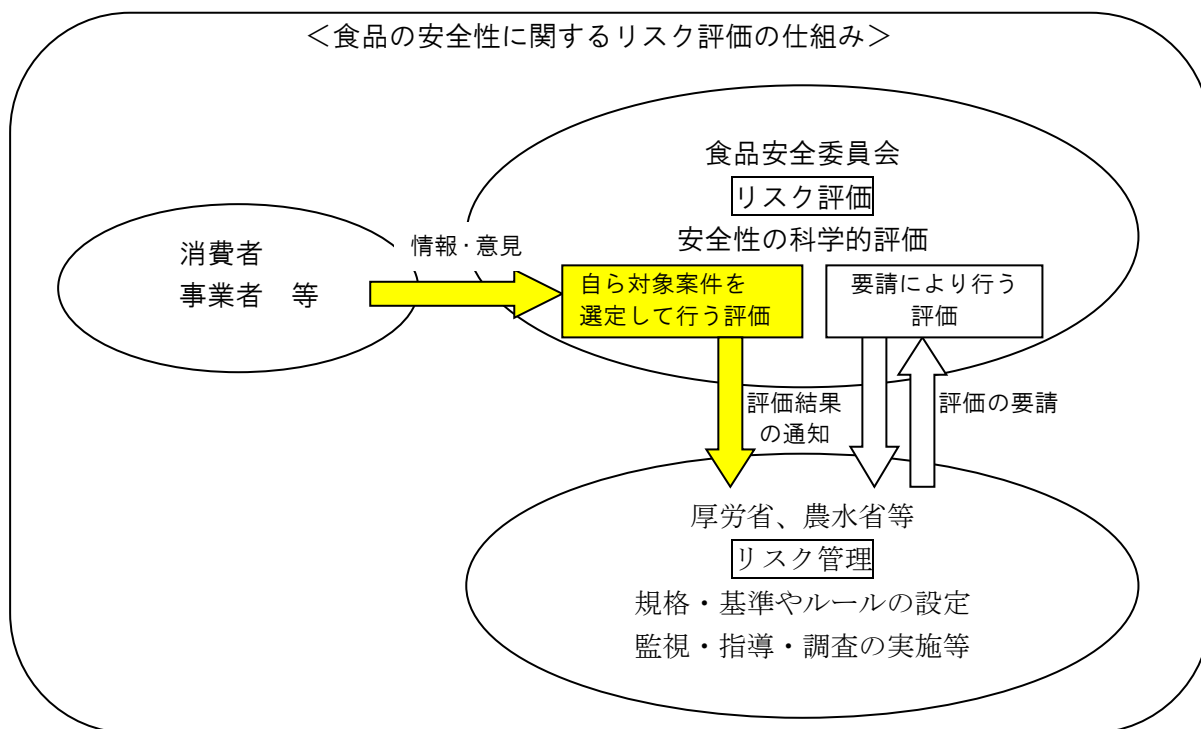
(2) 健康被害の発生が明確に確認されていないが、今後、その発生のおそれがあり、これに適切に対応するためには、食品健康影響評価の実施の必要性が高いと判断されること

御提案に当たっては、案件候補名を具体的に記載し、選定基準に該当することを説明する情報を併せてお送り下さい。例えば、次に掲げる情報です。

- ・食品による健康被害発生又はそのおそれを示唆する情報
(例)・危害要因がどのような食品にどの程度含まれているか、人がどの程度摂取しているか等に関する情報
- ・危害要因が含まれている食品の流通状況に関する情報
- ・国内外でのリスク評価及びリスク管理の状況に関する情報
- ・公表されている研究・調査の報告書、学術論文等があれば、その報告書の名称、論文表題掲載紙の名称・刊号等に関する情報

なお、昨年度の企画等専門調査会においては、「既に食品安全委員会で評価済み、もしくは評価対象になっているもの」、「既に適切なリスク管理措置がとられているもの」、「評価対象が特定できないもの」又は「リスク評価の問題ではないもの（表示、摂取態様、制度への懸念等）」と判断されたハザード（危害要因）は、案件候補に採用されていません。

また、審議の結果、「自ら評価」案件ではなく、ファクトシートを作成する案件、あるいは情報収集や情報提供を行う案件として選定される場合もあります。



案件候補の提出方法

電子メール、ファックス又は郵送のうちいずれかの方法で次の事項を記入の上、提出してください。電話による御提出は御遠慮ください。

なお、提出いただいた内容について、詳細を確認させていただく場合がありますので連絡先は必ず記入ください。

【記入事項】

- 【１】案件候補名 【２】案件候補とする理由 【３】関連する情報等
- 【４】氏名（法人の場合は法人名・部署名等） 【５】職業
- 【６】連絡先（電子メールアドレス等）

【宛先】

内閣府食品安全委員会事務局情報・勧告広報課内
「自ら評価の対象案件候補」募集担当 宛

- 電子メールの場合：食品安全委員会ホームページの下記 URL から送信可能です。

<https://form.cao.go.jp/shokuhin/opinion-0744.html>

- ファックスの場合：03-3584-7392

○ 郵送の場合：〒107-6122 東京都港区赤坂 5-2-20 赤坂パークビル 22 階

なお、ファックスでお送りいただく場合には、表題を「自ら評価の対象案件候補の募集」としていただきますよう、また、郵送の場合は、封筒表面に同様の朱書きをしていただきますよう、お願いいたします。

【締め切り】 平成 27 年 8 月 5 日（水） 17：00 必着

【提出上の留意事項】

- 提出していただく情報は、日本語によるものに限らせていただきます。
- 提出していただく情報につきまして個別に回答いたしかねますことを御了承願います。

【本件連絡先】

内閣府食品安全委員会事務局
情報・勧告広報課 高橋、小財
電話：03-6234-1140、1146

(別添)

企画等専門調査会における食品安全委員会が自ら行う
食品健康影響評価対象候補の選定の考え方
(平成16年6月17日食品安全委員会決定)

最終改正：平成25年7月8日

企画等専門調査会は、以下に掲げる選定基準に該当するものの中から、国民の健康への影響の程度に照らして食品健康影響評価の実施の優先度が高いと考えられるものを食品健康影響評価対象候補（以下「案件候補」という。）として選定し、食品安全委員会に報告する。

当該選定に当たっては、国民の評価ニーズ、科学的知見の充足状況にも配慮するものとする。

案件候補の選定基準

次に掲げる要件のいずれかに該当するもの

- (1) 健康被害の発生が確認されており、これに適切に対応するためには、食品健康影響評価の実施の必要性が高いと判断されること。
- (2) 健康被害の発生が明確に確認されていないが、今後、その発生のおそれがあり、これに適切に対応するためには、食品健康影響評価の実施の必要性が高いと判断されること。